



知的オフィス環境コンソーシアム規約（2006/12/19 版）

第 1 章 総則

第 1 条 （名称）

本コンソーシアムは「知的オフィス環境コンソーシアム」と称する。

第 2 条 （目的）

本コンソーシアムは、オフィスで働く人々の利便性と快適性を高め、知的生産性と創造性を重視する個別分散・最適化環境空間、すなわち知的オフィス環境を実現する技術に関する調査・研究および開発を通して、日本国内および世界のオフィス環境の高機能化を推進し、人間の知的生産性や創造性を高めるとともに、快適性やメンタルヘルスを向上させ、さらには省エネルギーに貢献する。

第 3 条 （活動内容）

本コンソーシアムは、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 研究会、見学会、講演会、講習会などの企画・実施
- (2) 共同研究の企画・実施
- (3) 応用分野の開拓
- (4) 展示会での成果展示、先進的ビルでの実証実験などの実施
- (5) 宣伝、普及、および新産業のための資金獲得
- (6) 研究成果の国内外への情報発信・書籍の出版
- (7) その他、本コンソーシアムの目的に適合する事業

第 4 条 （活動期限）

本コンソーシアムの活動期限は 3 年間とする。ただし、第 11 条に定める会員総会の議決により、延長する事ができる。

第 2 章 組織と活動内容

第 5 条 （会員）



(1) 本コンソーシアムの目的および事業に賛同し加盟した法人、公共団体、または個人を会員とする。ただし、個人が会員となる場合は、その個人が大学等中立研究機関に所属し、かつ所属機関から兼業許可を得ていること、ならびに当該個人会員のなした発明等に係る知的財産権は、当該個人会員に帰属することとする。

(2) 会員には次のように種別を設ける。理事会員、運営会員、一般会員、特別会員、および学術会員とする。

(3) 会員は「知的オフィス環境コンソーシアム規約」、「知的オフィス環境コンソーシアム会員規約」、および「知的オフィス環境コンソーシアム知的財産権規約」を遵守しなければならない。

第 6 条 (入会および会員代表者)

(1) 本コンソーシアムに入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記載し、事務局に提出する。

(2) 入会の可否は、理事会の協議を経て、会長がこれを決する。

(3) 会員は法人代表者名または団体代表者名とともに、本コンソーシアムに対して会員を代表する者（以下「会員代表者」という）1 名を定め、その氏名を本コンソーシアムに提出するものとする。また、会員代表者を変更した時は、速やかにその旨を本コンソーシアムに届け出なければならない。

第 7 条 (会費)

(1) 会員は、理事会の決議により定める年会費を納入しなければならない。

(2) 会員が、退会、資格を喪失等の理由により、本コンソーシアムの会員でなくなった場合、既に納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

第 8 条 (退会・除名)

(1) 本コンソーシアムを退会しようとするものは、事務局に対し、書面をもってその旨を届けなければならない。会費に未納がある場合には、これを完済しなければならない。

(2) 会員が会費を払わず、催促にも応じない時は、これを除名することができる。

(3) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、または本コンソーシアムの活動を阻害する行為を行ったと理事会で判断された時は、これを除名することができる。

第 9 条 (組織)

(1) 本コンソーシアムには役員として、会長 1 名、副会長複数名、理事長 1 名、副理事長 2 名、理事複数名の他、監事 1 名を置くものとする。



(2) 会長は、同志社大学工学部インテリジェント情報工学科教授の三木光範氏とし、本コンソーシアムを主宰する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった際に、会長の職務を代行する。

(4) 理事は、理事会を組織し、本規約に定められた事項を議決する。

(5) 会長、副会長は理事を兼務し、必要に応じて理事長、副理事長を兼務することもできる。

(6) 会員総会は、本規約に定められた事項を議決する。

(7) 監事は、本コンソーシアムの会計を監督する。

(8) 本コンソーシアムは、会の常務を円滑に遂行するため、事務局をおく。事務局は、本規定に定められた事務を執り行う。

第 10 条 (役員)

(1) 副会長は会長に推薦された者とする。

(2) 理事は、会員の中から会長が推薦し、会員総会において承認された者とする。理事は理事会員となる。

(3) 理事長、副理事長は理事の互選により決する。

(4) 運営委員は会員の中から理事会が選出するものとする。運営委員は運営会員となる。

(5) 運営委員長は運営委員の互選により決する。

(6) 監事は会員の中から会長が推薦し、会員総会において承認されたものとする。

第 11 条 (会員総会)

(1) 会員総会は、次の権限を有する。

－事業計画および収支予算の承認

－事業報告および収支決算の承認

－理事の承認

－規約変更の承認

－その他、理事会が必要と認めた事項

(2) 会員総会は、第 5 条に定める会員により構成する。ただし、理事会で必要と認めたものは会員総会に出席することができる。



(3) 会員総会の議長は会長がつとめる。ただし、会長欠席の時は会長が指名した副会長が代理をつとめる。

(4) 会員総会の定足数は議決権を有する会員総数の2分の1としこれには委任状も含まれる。また、会員総会の議事は、出席した会員の過半数の承認を得てこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(5) 会員総会は、定期会員総会を年1回会計年度終了の日から2ヶ月以内をめぐりに開催する他、会長が必要と認めた時に開催する。

(6) 事務局は、会員総会終了後に速やかに議事録を作成し、議長（会長）、副議長（副会長）および理事長は、会員総会終了後、議事録に署名し、事務局に備え置くものとする。

第12条 （理事会）

理事は本コンソーシアムの理事会を構成する。

(1) 理事会は、次の事項を決定する為に、必要に応じて随時開催する。

－事業計画および収支予算の作成

－事業報告および収支決算の作成

－規約変更

－理事長、副理事長および監事、各委員会の委員の選出

－その他、必要と認めた事項

(2) 理事会は、協議によって、本コンソーシアム参加組織の代表者若干名を理事として理事会に加える事ができる。

(3) 理事の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(4) 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。ただし、理事長が欠席の場合は理事長が指名した副理事長が代理を務める。

(5) 理事の4分の1以上の要請があるときには、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

(6) 理事会は、構成員の3分の2を定足数とし、議事は出席者の過半数によって決する。

(7) 理事会は、本コンソーシアムの活動方針を決定し、運営・活動を監督する。

(8) 理事会は、本コンソーシアムへの加盟申請を審議し、承認する。

(9) 理事会は、運営組織の変更を審議し、承認する。



(10) 理事会は年に一度、加盟組織に呼びかけて総会を開催し、本コンソーシアムの活動報告を行なうとともに、情報交換の機会を提供する。

第 13 条 (運営委員会)

運営委員会は、理事、運営委員、各研究部会主査、および理事会が加盟組織より必要に応じて任命した若干名により構成する。

(1) 運営委員会は、次の事項を決定する為、必要に応じて随時開催する。

- －事業計画および収支予算の検討を行い理事会に答申すること
- －事業報告および収支決算の検討を行い理事会に答申すること
- －会員の入会審査を行い理事会に答申すること
- －共同研究部会の組織化
- －各研究部会の全体調整を行い理事会に答申すること
- －知的財産に関する業務を行い理事会に答申すること
- －その他、必要と認めた事項

(2) 運営委員長は運営副委員長を指名する。運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、運営委員長を代行する。

(3) 運営委員会は、理事会が定める活動方針に従って、本コンソーシアムの年次活動計画を策定して理事会に諮り、その承認を得て本コンソーシアムの運営・活動に当たる。

(4) 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(5) 委員の 4 分の 1 以上の要請があるときには、委員長はすみやかに委員会を招集しなければならない。

(6) 運営委員会の定足数は過半数であり、議事は出席者の 4 分の 3 以上によって決する。

(7) 運営委員会は、必要と認めた研究部会を運営委員会のもとに置く。

第 14 条 (研究部会)

研究部会は、研究部会の主査の推薦により、当該研究部会で承認された会員から構成する。この組織は研究部会員となる。ただし、研究部会は 1 以上の理事会員もしくは運営会員を含むものとする。

(1) 各研究部会においては構成員の互選により 1 名を主査とし、1 名を副主査とする。ただし、主査は理事会員もしくは運営会員でなければならない。



- (2) 各研究部会は、運営委員会に提出され、承認を受けた研究テーマと開発目標に従い、研究・開発を行う。
- (3) 各研究部会は、各年度に理事会に対して活動報告および必要な提言を行なう。
- (4) 各研究部会で生成される知的財産については、原則として別に定める指針に従って取り扱う。ただし、この指針の範囲内で知的財産に関する取り決めを設けることを可能とする。
- (5) 研究部会は、主査が招集し、議長となる。
- (6) 研究部会構成員 4 分の 1 の要請があるときには、主査はすみやかに研究部会を招集しなければならない。
- (7) 研究部会の定足数は 5 分の 3 であり、議事は出席者の 4 分の 3 以上によって決する。
- (8) 研究部会の新設および改廃は運営委員会で決定される。

第 15 条 (事務局)

本コンソーシアムに 3 つの事務局（本部事務局、東京事務局、関西事務局）を置く。

(1) 事務局は、本コンソーシアムの各機関により決定された事項に関する事務、および本規約に定められた事務を処理する。

(2) 事務局は、会員総会、理事会、運営委員会、各研究部会における議事をホームページに掲載するとともに、電子的方法を含む何らかの伝達手段により各会員に知らせなければならない。

(3) 各事務局は、下記に示す所に置く。

－本部事務局：京都府京田辺市多々羅都谷 1-3 同志社大学工学部 インテリジェント情報工学科 知的システムデザイン研究室

－東京事務局：東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 三井物産ビル 2 階 三井物産戦略研究所

－関西事務局：京都府相楽郡精華町光台 1 丁目 7 けいはんなプラザ ラボ棟 3 階 けいはんな新産業創出・交流センター

(4) 本部事務局所在地をもって本コンソーシアムの所在地とする。

(5) 本部事務局に事務局長を置く。

(6) 本部事務局は主として研究・開発に関する事務を行う。また、コンソーシアムの庶務をつかさどる。

(7) 東京事務局は東日本に所在地を持つ加盟企業に関する事務、東日本で開催する研究集会等に



関する事務、ならびに経済産業省、総務省、文部科学省などの政府機関との関係に関する事務を行う。

(8) 関西事務局は西日本に所在地を持つ加盟企業に関する事務、西日本で開催する研究集会等に関する事務、ならびに近畿経済産業局等などの政府機関、および地方公共団体との関係に関する事務を行う。

(9) 事務局には、所要の職員を置くことができる。

(10) その他事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、運営委員会の議に基づき、理事会が定める。

第 16 条 (特別会員)

(1) 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同し、自らの学識をもって本コンソーシアムの目的に協力する、大学等（大学、高等専門学校、国公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人）に属する研究者は、会長の推薦および理事会の協議を経て、特別会員となることができる。

(2) 特別会員は、理事会並びに運営委員会に参加し、専門的立場から意見を述べることができる。

(3) 特別会員は、役職に就く権利、各会議での議決権を持たない。

(4) 特別会員は、本規約、知的オフィス環境コンソーシアム会員規則、並びに知的オフィス環境コンソーシアム知的財産権規約を遵守するものとする。

(5) 特別会員は、会費支払い義務を負担しない。

(6) 特別会員の入退会に関する手続きは、会員に準ずる。

第 17 条 (学術会員)

(1) 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同し、自らの学識をもって本コンソーシアムの目的に協力する、大学等（大学、高等専門学校、国公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人）に属する研究者であり、入会を希望するものは、理事会の協議を経た後、会長が決定し、研究会員となることができる。

(2) 学術会員は、理事会並びに運営委員会に参加し、専門的立場から意見を述べることができる。

(3) 学術会員は、役職に就く権利、各会議での議決権を持たない。

(4) 学術会員は、本規約、知的オフィス環境コンソーシアム会員規則、並びに知的オフィス環境コンソーシアム知的財産権規約を遵守するものとする。

(5) 学術会員は、会費支払い義務を負担する。



(6) 学会会員の入退会に関する手続きは、会員に準ずる。

第 18 条 (会計年度)

本コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する。初年度は平成 18 年 12 月 19 日より平成 19 年 3 月 31 日を会計年度とする。

第 19 条 (経費の支弁)

本コンソーシアムの事業を運営するための経費は、コンソーシアム加盟組織が参加形態に応じて負担する。

第 20 条 (事業報告)

運営委員長は、本コンソーシアムの事業報告書を各事業年度終了後に遅滞なく作成し、理事会の承認を得なければならない。

第 21 条 (実施細則)

本規約の実施に関して必要な細則は、理事会が別に定める。

第 3 章 規約の変更

第 22 条 (規約の変更)

この規約の変更には、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この規約は平成 18 年 12 月 19 日より適用する。

以上